

# 解体・建設作業に従事する方へ

—近隣とのトラブルをなくすために—



大田区環境清掃部

環境対策課

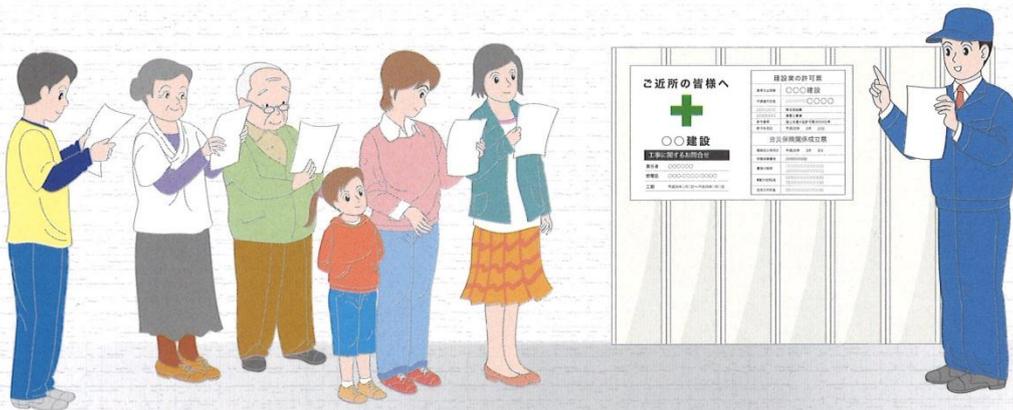
環境調査指導担当

電話 5744-1369

FAX 5744-1532

## 必ず、ご近隣へ事前に説明してください

- 周辺住民に対し必ず事前に工事の概要、作業時間、作業期間等について説明し、住民の理解を求めましょう。**事前説明の不足が後日の工事に対して住民の不安を招き、トラブルの原因になります。
- 工期、工法などに変更があった場合は、その都度、周辺住民に説明を行いましょう。
- 住民から苦情の申し立てがあった時は、**誠意をもって速やかに対処しましょう。**



## 公害防止に努めましょう

- 建設工事や解体工事から発生する騒音や振動などをなくすことは困難ですが、小さくすることは可能です。必ず公害防止対策を講じてください。また、事前の説明や誠意ある対応により、住民の理解と信頼を得ることも公害防止対策の一つといえるでしょう。

### 騒音・振動について

- ◇できるだけ低騒音・低振動工法を採用してください。
- ◇使用する機械は低騒音型・低振動型のものにしてください。また、**機械の操作にも気をつけてください。**



### 粉じんについて

- ◇工事現場周辺に防音シートや防音パネル、養生シートなどを設置し、飛散防止対策を行ってください。
- ◇散水設備を使用して**十分散水**してください。



## 解体作業は周辺環境に大きな影響を及ぼします

- 建設機械を使う作業から発生する騒音・振動は、大きく、衝撃的です。そのため周辺住民には大きな影響を及ぼし、生活環境の悪化をもたらします。
- 特定建設作業の中でも、ジャイアントブレーカーは特に大きな騒音・振動が発生します。極力使用は控え、使用する際は、再度、近隣説明を行ったり、連続使用を行わないといった、周辺住民に対する配慮を行ってください。



### アスベストについて

- ◇建築物等の解体、補修を行う際は、事前にアスベストの有無について調査が必要です。大気汚染防止法と環境確保条例において、石綿含有の吹付け材や保温材等がある場合は事前の届出を行い、石綿飛散防止対策を実施することが定められています。
- ◇アスベストについては住民の不安が大きいため、事前に十分説明を行うようにしてください。

### その他

- ◇コンクリート搬入作業の際は、ミキサー車及びポンプ車から騒音が発生します。周辺住民へ配慮した、騒音対策や車両の配置、工程を計画してください。
- ◇工事現場に機材を搬入出する際には、車両のエンジン音や落土等により近隣に迷惑を掛けないように注意してください。特に早朝や夜間の搬出入は避けてください。

## 法律・条例による基準を遵守して下さい

○騒音規制法、振動規制法及び東京都環境確保条例では、作業ごとに基準を設けています。また、日曜、休日の作業を禁止しています。

◇基準（抜粋）

騒音		振動		日曜、休日の作業	
作業の種類	基準 (dB)	作業の種類	基準 (dB)		
騒音規制法	1 くい打機を使用する作業	85	振動規制法	1 くい打機を使用する作業	75
	2 びょう打機を使用する作業			2 プレーカーを使用する作業	
	3 さく岩機を使用する作業			(手持ち式のを除く)	
	4 空気圧縮機を使用する作業				
環境確保条例	1 インパクトレンチを使用する作業	80	環境確保条例	1 掘削機械を使用する作業	70
	2 掘削機械を使用する作業			2 締固め機械を使用する作業	
	3 コンクリートミキサー車を使用する作業			3 くい打ち、くい抜き機(圧入、油圧式)を使用する作業	
	4 コンクリートカッターを使用する作業			4 空気圧縮機を使用する作業	

**禁止**

※騒音・振動の基準は工事現場の敷地境界にて適用します。

## 工事現場には表示板を設置してください

- 工事現場には、住民からの苦情の窓口となる現場担当者の氏名、連絡方法、電話番号を掲示するようにしてください。また、作業の日程も掲示してください。
- 工事現場には、「**特定建設作業届出済**」のステッカーを貼ってください。

